

令和7年度社会的養護経験者等ネットワーク形成事業実施要綱

第1 事業の目的

児童養護施設等を退所等した者（以下「社会的養護経験者」という。）は、退所等した後も家庭による支援が見込みづらいことや、自立に当たって困難を抱える場合が多いことから、自立に向けた適切な支援を行うことも重要である。

本事業は、社会的養護経験者やその支援者団体、社会的養護自立支援拠点事業所及び児童相談所等の関係機関が相互に交流を深め、意見交換及び意見表明を行う機会等を確保するためのネットワークを構築することで、社会的養護経験者が抱える課題等を把握・共有し、適切な自立支援へつなげていくことを目的とする。

また、特別養子縁組は、こどもの福祉の増進を図るために、養子となるこどもと実親との間の法的な親子関係を解消し、養子と養親との間に実の親子と同様の親子関係を成立させる制度であり、代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障の観点からも、その支援体制の構築に向けた取組の推進が重要である。

本事業は、特別養子縁組を行った養子及び養親（以下「特別養子縁組当事者」という。）や養子縁組民間あっせん機関、児童相談所等の関係機関が、相互交流を図るためのネットワークを構築することで、特別養子縁組にかかる現状や課題の把握、支援にかかる好事例の共有等を通じて、相互理解を深め、特別養子縁組当事者に対する支援の強化を図ることを目的とする。

第2 事業の実施主体

事業の実施主体は、※※※※（以下「実施団体」という。）とする。

なお、実施団体においては、事業目的を達成するために必要があるときは、事業の一部について事業を適切に実施できる者に委託することができる。

第3 事業の内容等

実施団体は、以下の事業を実施すること。

なお、事業を実施するにあたり、こども家庭庁支援局家庭福祉課（以下「担当課」という。）と協議の上、事前に事業実施計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施すること。

また、事業実施後は、担当課に実施した事業の内容や効果等について報告すること。

1 社会的養護経験者等のネットワーク形成

(1) 全国交流会

① 開催方法等

社会的養護経験者やその支援者団体、社会的養護自立支援拠点事業所及び児童相談所等の関係機関が参加する全国交流会を企画・立案の上、開催すること。

なお、全国交流会の開催に当たっては、参加者の利便性等を考慮し、対面形式によるほか、オンライン形式等での開催も検討することとし、担当課と協議の上、決定すること。

また、全国交流会の内容は、

- ・ 支援者団体による各々の活動内容等の発信
- ・ 社会的養護経験者やその支援者団体、社会的養護自立支援拠点事業所及び児

童相談所等の関係機関間の意見交換や情報共有を含むものとする。

② 検討委員会の設置

全国交流会の開催に当たっては、検討委員会を設置するとともに、次のアからウに留意すること。

ア 検討委員会は、社会的養護経験者やその支援者団体、社会的養護自立支援拠点事業所及び児童相談所等の関係機関、学識経験者等により構成すること。

イ 構成員の決定に当たっては、担当課と協議すること。

ウ 実施団体は、検討委員会の開催に必要な事務を行うとともに、全国交流会の企画及び運営の内容を決定する際、素案を検討委員会に提示し、検討委員会の意見を聴取すること。

③ 留意事項

ア 特定の地域や特定の団体等に限定せず、様々な関係者が広く参加できるよう、以下の点に留意すること。

- ・ 社会的養護経験者やその支援者団体、社会的養護自立支援拠点事業所及び児童相談所等の関係機関へ広く案内すること。
- ・ 全国交流会の開催まで十分な周知期間を設けること。
- ・ 全国交流会の参加費は、無料とすること。

イ 参加者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮するとともに、トラブルを防止するため、全国交流会における遵守事項を定めること。

ウ 全国交流会において、参加者のケアが必要になった場合に備え、当日の運営において適切にケアできる人員体制を整えること。

エ 当日に参加することができなかった者も全国交流会の内容を知り、意見を発信できる措置を講じること。(例：全国交流会の動画のアーカイブ配信、全国交流会の実施内容の情報発信及び意見投稿フォームの作成等)

④ 実施状況報告について

全国交流会の実施状況について、開催後、速やかに担当課に報告書を提出すること。なお、報告書には、参加者数、議事、関係資料、効果検証を行った上での検証結果等を盛り込むこと。

(2) 周知・啓発活動

特設 Web サイト等を活用して、社会的養護経験者が活用できる支援やサービス、支援者団体の周知、当事者の体験談の共有等を行うことができるようにすること。

また、実施に当たっては、次のアからエに留意すること。

ア 当事者が体験談を共有するための投稿フォームを設ける等、利便性等について考慮すること。

イ 実施団体からの情報発信だけでなく、利用者と双方向のやり取りができるように工夫すること。

ウ 特設 Web サイト等の作成や更新等に当たっては、(1) ②の検討委員会を含め、社会的養護経験者等の意見を聴取することとし、(1)の全国交流会開催日までに作成、更新後の Web サイト等を公開すること。

エ 全国交流会の開催後も、事業実施期間終了までの間、必要に応じて、情報の

更新を行い、社会的養護経験者等にとって有益な情報が掲載されるように努めること。

オ 特設 Web サイトについては、事業実施期間終了後も引き続き活用されることが望ましいことから、事業実施期間終了後は担当課へ適切に引き継ぐこと。

(参考) 特設 Web サイト [社会的養護経験者向け情報ウェブサイト Iris](#)

2 特別養子縁組当事者のネットワーク形成

(1) 全国フォーラム

① 開催方法等

特別養子縁組当事者や養子縁組民間あっせん機関、児童相談所等の関係機関が参加する全国フォーラムを企画・立案の上、開催すること。

なお、全国フォーラムの実施に当たっては、参加者の利便性等を考慮し、対面形式によるほか、オンライン形式等での実施も検討することとし、担当課と協議の上、決定すること。

また、全国フォーラムの内容は、

- ・ 特別養子縁組当事者の体験談の発表
- ・ 養子縁組民間あっせん機関をはじめとする支援者団体からの事例発表を含むものとする。

② 検討委員会の設置

全国フォーラムの開催に当たっては、検討委員会を設置するとともに、次のアからウに留意すること。

ア 検討委員会は、特別養子縁組当事者や養子縁組民間あっせん機関、児童相談所等の関係機関、学識経験者等により構成すること。

イ 構成員の決定に当たっては、担当課と協議すること。

ウ 実施団体は、検討委員会の開催に必要な事務を行うとともに、全国フォーラムの企画及び運営の内容を決定する際、素案を検討委員会に提示し、検討委員会の意見を聴取すること。

③ 留意事項

ア 特定の地域や特定の団体等に限定せず、様々な関係者が広く参加できるよう、以下の点に留意すること。

- ・ 特別養子縁組当事者や養子縁組民間あっせん機関、児童相談所等の関係機関へ広く案内すること。
- ・ 全国フォーラムの開催まで十分な周知期間を設けること。
- ・ 全国フォーラムの参加費は、無料とすること。

イ 参加者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮するとともに、トラブルを防止するため、全国フォーラムにおける遵守事項を定めること。

ウ 当日に参加することができなかった者も全国フォーラムの内容を知り、意見を発信できる措置を講じること。(例：全国交流会の動画のアーカイブ配信、全国交流会の実施内容の情報発信及び意見投稿フォームの作成等)

④ 実施状況報告について

全国フォーラムの実施状況については、開催後、速やかに担当課に報告書を提出すること。なお、報告書には、参加者数、議事、関係資料、効果検証を行った上

での検証結果等を盛り込むこと。

3 その他

上記のほか、本事業の目的に沿った効果的な取組があれば、担当課に協議の上、実施すること。

第4 経費の負担

国は、実施団体がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより、予算の範囲内で補助するものとする。

第5 会計

本事業を実施するに当たっては、この事業に関する特別会計を設けること等により、本事業に要する費用について他の事業と区分して明瞭に経理しなければならない。

第6 その他特記事項

1 委託の取扱い

- (1) 実施団体が本事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。また、事業の実施に係る企画及び立案並びに進捗管理に関する業務は委託してはならない。
- (2) 実施団体が本事業の一部を第三者に委託する際には、担当課に事前に協議し、許可を得なければならない。
- (3) 実施団体は、秘密保持、知的財産権等に関して、本実施要綱が定める実施団体の責務を委託先業者も負うよう、必要な措置を実施すること。

2 個人情報の取扱い

本事業によって知り得た個人情報の取扱いは、次に掲げるとおりとする。なお、事業の一部を委託する場合は、実施団体と同様の責務を委託先事業者も負うよう、委託先との契約において、必要な措置を講ずること。

- (1) 個人情報の取扱いに関し、規定を設け、適切に保護し、管理すること。
- (2) 事業の一部を委託した者以外の第三者に提供してはならないこと。
- (3) 個人情報が記された資料を、事業実施以外の目的で複写又は複製しないこと。
作業の必要上、複写又は複製した場合は、作業終了後、適切な方法で破棄しなければならないこと。
- (4) 実施団体は、保有する個人情報にアクセスする権限を有する者について、その利用目的を達成するために必要最小限に限定すること。
- (5) 個人情報漏洩等の事案が発生した場合には、事案の発生した経緯及び被害状況等について、記録に残すとともに、被害の拡大の防止及び復旧等のための必要な措置を講ずること。

3 著作権の取扱い

こども家庭庁は、事業期間中及び事業期間終了後において、本事業の実施過程において得られる全ての成果物を、実施団体の許可を得ることなく使用できるものとする。